

《武豊町職員用》

「協働のまちづくり」手引書

平成25年5月発行 / 武豊町企画政策課

目 次

1	手引書の目的と役割	2
2	手引書の使い方	2
3	協働とは	3
4	協働の必要性	3
5	協働の領域と形態	5
6	いろいろな協働の手法	5
7	協働の効果	8
8	武豊町が目指す協働のあり方	9
9	NPOについて	11
10	協働による実施がふさわしい事業	12
11	協働を進めるためのルール	13
12	協働のキーワード	13
13	協働を進めるためのわたしたち職員の心得	14
14	協働事業を実施する上での留意点	16
15	参考資料：用語の解説	18

1 手引書の目的と役割

この「協働のまちづくり」手引書は、「たけとよゆめたろうプラン（第5次武豊町総合計画）」に掲げるまちの将来像『心つなぎ みんな輝くまち 武豊』の実現にむけ、住民・地域・行政が良好なパートナーとして信頼関係を築き、対等な立場で、お互いの特性を生かし、役割を担い合い、地域の公共的課題の解決に向けて共に行動し、よりよいまちをつくっていく「協働のまちづくり」を実現するため、町の組織における協働推進体制づくりと、職員の意識向上によって「協働」を実践していくための「職員向け協働の実務手引き」として作成しました。

2 手引書の使い方

町全体で「協働」に取り組むためには、町の組織内部における推進体制づくりはもちろん、わたしたち職員が、協働についての知識や情報を理解し、職務に活かしながら、新しい協働の関係をつくりだしていく姿勢が大変重要です。

そして、わたしたち職員が協働に対する理解を深め、協働のまちづくりを推進し、住民と対等の関係を築いていくことは、本町の政策目標を達成することにも繋がる、重要な取り組みの一つとなります。

協働の実践によって新しい知識や経験を蓄積し、本書をより実効力のあるものに改定しながら、さらに協働のまちづくりが推進されるよう、この手引書が職員の身近なところで使われることを期待します。

3 協働とは

「協働」とは、「複数の主体が、目標を共有し、ともに力を合わせて活動すること」を言います。例えば、地域の課題解決に向けて、行政単独では解決できない問題がある場合、または住民だけでは解決できない問題などがある場合に、相互の立場や特性を認識・尊重しながら、ともに協力して課題解決に向けた取り組みをすることです。

4 協働の必要性・・・協働が求められる背景

(1) 地方分権の進展への対応

これまでの日本社会では、国の強い指導により進められてきた政策によって、国民は、全国どこにいても一定のサービスを受けられるようになっていました。しかし、それは国の役割の肥大化と行政効率の低下を招くとともに、地域住民の「公共のことは、全て行政に任せる」という意識を強めてしまいました。

平成11年の地方分権一括法の成立以来、地方行政に対する国の関与のあり方が見直され、本格的な地方分権時代を迎え、自己決定・自己責任の原則のもと、主権者である住民参加による個性あるまちづくりが課題となっています。

より豊かな社会をつくるためには、行政と町民活動団体（区、NPO法人、ボランティア団体、企業等）が連携して、地方分権時代における自立したまちづくりを進めていく必要があります。

(2) 行政への住民参加機会の拡充

行政は、これまでの行政活動を住民の立場から見つめ直すこと、また、新たに事業を企画する段階で、国又は県の意向や前例で考えるのではなく、住民の立場から自ら考えるとともに、住民の声をよく聞いた上で事業計画に反映し、実施段階では住民とそれぞれの特性を活かした事業をすることが求められています。

一方、住民は、安心して暮らすことができる生活の場を築くためには、何が課題でどのようにすれば実現できるのかを考え、まず、自らできることは自ら行うようにしなければなりません。

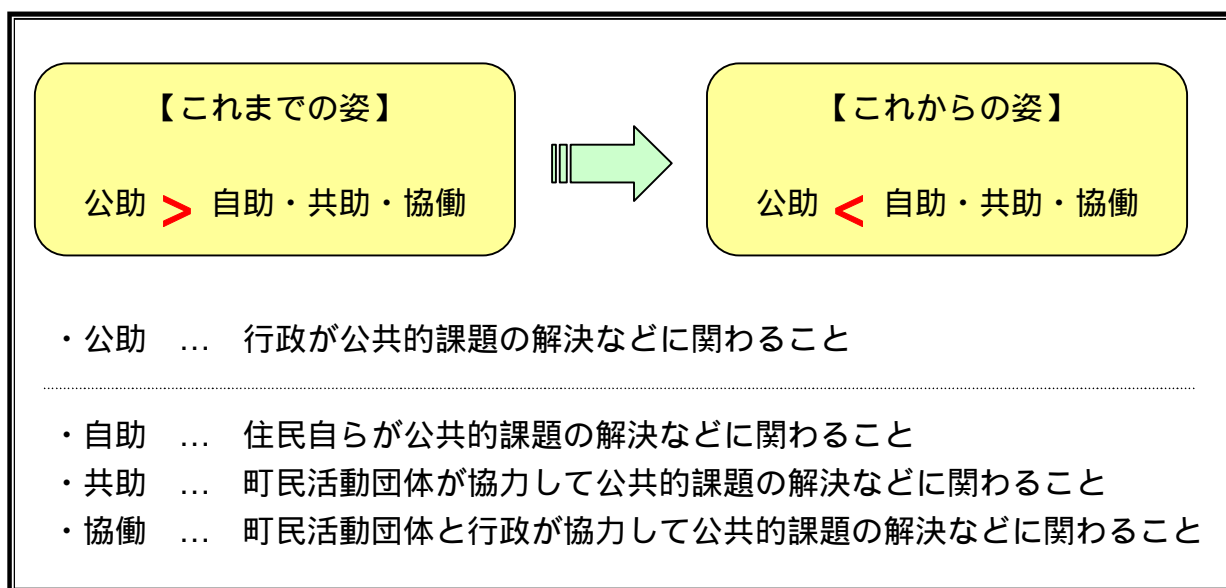
こうした自らの地域課題を自ら解決していこう、という意欲を持った住民の自主的・自発的な活動を支援し、住民活動の充実を図りながら、住民と行政が対等な立場で話し合う機会をつくることが重要です。

(3) 新しい公共への取り組み

少子高齢化、環境問題、教育問題、防災・防犯、まちづくりなど地域社会の課題は、ますます複雑・多様化してきています。これらの課題に、法令などに基づく、公平で画一的な行政サービスだけでは、十分対応できなくなってきました。こうした中、地域社会の課題に直面し、行政の対応を待つだけでなく、住民が自らの能力や資源を發揮して、自主的に課題解決に向けた多様で柔軟な取り組みを展開する住民の活動が注目されています。

そこで、住民の活動に着目して、町民活動団体と行政とが対等なパートナーシップのもとに協働することにより、行政だけでは難しかった、きめ細かな柔軟な対応、新しいサービスや課題解決に向けた有効な取り組みが可能になります。

これによって、従来のように行政が公共サービスを一元的に担うのではなく、多様な主体の協働で担われる「新しい公共への取り組み」が多様な地域社会の課題解決につながっていきます。



(4) まちづくりへの参画意欲の高まりと社会貢献活動の広がり

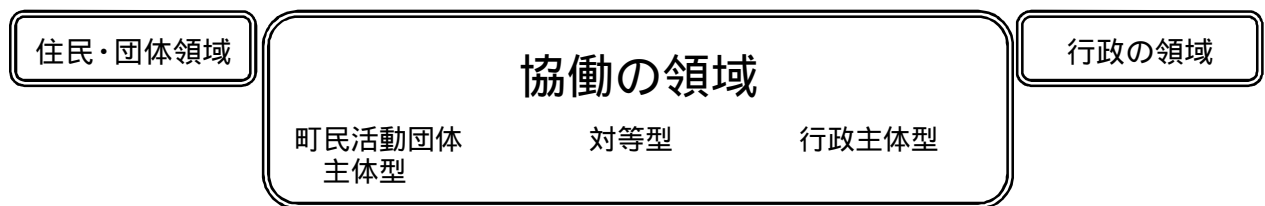
地域社会においては、区、NPO法人やボランティア団体等、多種多様な地域を支える力があり、「自分たちのまちは自分たちでつくる」という意識のもと、まちづくりへの参画意欲の高まりや社会貢献活動の広がりが見られます。

今後、自立したまちづくりを進めていくためには、様々な団体の社会貢献活動を活発化させ、人と人とのつながりを強め、地域全体の活力を高めていく必要があります。

5 協働の領域と形態

町民活動団体と行政とが協力しあって、公共的な事業・サービスを提供していける領域は、下図の「協働の領域」のとおりです。

<p>A 住民主体</p> <p>住民の責任と主体性による独自の領域</p>	<p>B 住民主導</p> <p>住民の主体性のもと行政が支援する領域</p>	<p>C 住民・行政</p> <p>住民と行政が対等の責任のもと、協力し実施する領域</p>	<p>D 行政主導</p> <p>行政の主体性のもと住民の参加や協力を得て行う領域</p>	<p>E 行政主体</p> <p>行政の責任と主体性による独自の領域</p>
---	--	---	--	---



6 いろいろな協働の手法

協働の実践にあたっては、さまざまな手法の中から、最も効果的だと考えられるものを選択することが重要です。これまで行ってきた事業をさらに発展させるため、新しい協働の手法を取り入れ、協働の意識を高めることは、事業効果の向上や、別の協働の「芽」を育てる可能性があります。事業の内容やパートナーとの関係を考慮して、適切な協働の手法を選択しましょう。

協働の手法

手 法	内 容	注 意 点
共催	町民活動団体と行政が共に主催者となり、協力しながら事業を行う。企画検討段階から実施・終了・振り返りまで協力しあうことで互いに信頼関係を深めることが可能。	役割分担を明確にする。 双方に責任がある。 事業評価を行う。
後援	金銭や物品の提供によらない支援の方法。事業実施に関わる団体と、後援する団体との関係が深まる。	後援する目的を明確にする。 事業の報告を求める。
実行委員会 協議会	さまざまな主体(区・NPO法人・ボランティア団体・企業・住民・行政など)が集まり、主催者として事業を行う形態。企画検討段階から協働が可能で、それぞれの特性を活かした事業の展開が可能。	役割分担を明確にする。 双方に責任がある。 お互いの経費負担等を明確にする。
事業協力	町民活動団体と行政が、双方の持つ人材・情報・ノウハウ等を提供し合い、それぞれの特性を活かせるような役割分担をして、一定期間、継続的な関係により事業を協力して行うこと。	互いの特性が活かされ、単独で実施するよりも効果の高い事業を実施できる。 双方が十分協議の上、目的や役割分担を明確化し、協定を締結することが必要。
情報共有	町民活動団体、事業者、行政がお互いの情報を共有し、最大限に活かすこと。 行政では把握できない地域の事情や課題を知ることができ、また、町民活動団体の活動の幅も広がる。	一方的に情報を収集せず、行政側からも情報の提供を積極的に行う。 お互いの立場を理解する。
1 アダプト制度	公共施設について、パートナーが行政と美化活動の契約を行い、行政は保険加入や物品の支給等を行う形態。	役割分担を明確にする。 双方に責任がある。 お互いの立場を理解する。

補助	事業を実施する団体に金銭や物品による支援を行う形態。団体自体が活動の幅を広げることができる。	補助金、助成金の目的と交付の基準を明確にする。 適切に事業が実施されたかを評価する。
委託	本来、行政が行う責任がある事業をNPO等に委託する形態。専門性の高い業務を委託することで効率性の向上が図られ、行政ではできない、きめ細かなサービスが提供できる。	相手方を単なる下請けにせず、住民からの提案を求めながら、事前に事業内容を協議する。 町内部に対しても、委託理由を合理的に説明できるようにする。 必要に応じて協定書を作成する。

1) アダプト制度

アダプト（Adopt・英語）には「養子にする」という意味があります。

アダプト制度は、アメリカで生まれたアダプト・ア・ハイウェイプログラム（Adopt-A-Highway Program）が原型だと言われています。ハイウェイに散乱したゴミの清掃にかかる膨大な費用に頭を悩ませていた米国テキサス州運輸局が1985年に住民に協力を呼びかけたところ、住民や地元の企業が道路を養子に見立て清掃するという仕組みが誕生しました。

現在、国内では、道路、公園、河川、海岸などにおいて、アダプト制度により清掃等を実施している例があります。

7 協働の効果

町民活動団体との協働は、行政が単独で事業を行うよりも、より効果的で、地域への波及効果を生み出す可能性があります。さらには、この協働から生まれる相乗効果は、実質的な公共サービスの向上と、結果的に経費の削減につながり、住民自身の手によるまちづくりの実現にも結びつくことが期待されます。

(1) 行政への効果

- 住民との信頼関係を築くことができます
- 住民目線に立った行政が可能になります
- 効率的な財政運営が可能となります
- 柔軟性、創造性のある行政運営が行われます
- 職員の能力や知識をいかすことができます

(2) 町民活動団体への効果

- 行政と信頼関係をつくることができます
- 責任感や自覚が生まれます
- 人と人の絆を強くすることができます
- 身近な活動を通じ地域社会へ貢献できます
- 住民の能力や活力をいかすことができます

(3) まちづくりへの効果

- まちの活力や元気が増します
- 個性あふれる豊かな地域づくりができます
- 地域と地域の交流が盛んになり “ にぎわい ” をつくることができます
- 地域に助け合いの意識が育まれます
- 持続して発展するまちを創ることができます

8 武豊町が目指す協働のあり方

(1) 武豊町の目指す姿

地域の特性を活かし、一人ひとりが幸せに暮らすための住民主体の地域づくり、「住民自治」の確立を目指します。

今後、わたしたちが進める「協働のまちづくり」は、この「住民自治」を達成するための手段であり、協働自体が目的ではありません。

住民と行政が、良好なパートナーとして信頼関係を築き、一方から他方へという関係ではなく対等な立場でお互いの特性を生かし、役割を担い合い、地域の公共的課題の解決に向けて共に行動し、よりよいまち（地域）をつくっていく「協働のまちづくり」は住民自治を実現する一つの手段であることを理解して、協働の推進にあたる必要があります。

(2) 協働に関する武豊町の取り組み

地方分権時代を迎え、地域の課題や変化に応え、住民の意思を行政運営に反映し、住民自らが地域の課題を解決する、住民主体の自治「住民自治」を確立することが求められており、本町も例外ではありません。

このような状況の中で、本町では、魅力的なまちの資源を活かして住民主体の地域づくりを進めるため、たけとよゆめたろうプラン（第5次武豊町総合計画）のまちの将来像として「心つなぎ みんな輝くまち 武豊」を掲げ、「住民すべての方々の心がつなぎ合って、協働によるまちづくりを目指す」としています。

平成25年度からは、福祉・教育・環境など複雑化・多様化する地域の課題や地域住民のニーズに応えるため、新しい公共の担い手である区、NPO法人、ボランティア団体等の町民活動団体が住民の視点から事業提案をしていただき、町民活動団体と町が協働で取り組むことで、地域の課題解決、住民サービスの向上を図ることを目的とした「提案型協働事業交付金制度」を創設します。

(3) 協働の窓口

武豊町の協働を進めるための総合窓口は、企画政策課となります。

しかし、協働の取り組みの実践は、ありとあらゆる事業と関係する可能性を秘めており、そのことを考えたときに、どの部署のどの課でも窓口になりえる体制をつくり、時には横のつながりをもった体制をとる必要があります。

そのために、職員は、協働を進めるための基本事項を理解し、自らが一人の住民として協働の事業に積極的に参加するなど、その意識を高めていくことが求められます。

(4) それぞれの主体との協働のあり方

町民活動団体との協働を進める前に、あらかじめそれぞれの主体との協働のあり方を整理しておくこと、実施する際に役に立ちます。

[区（地域自治組織等）との協働]

区の活動は、一般的に「共同体意識または連帯感を持ち、生活する一定範囲の基礎的な近隣社会における地域づくりの取り組み」を言います。

地域内での人間関係の希薄化や地域活動への参加意識が低下している中、魅力ある豊かな地域社会の実現を目指して、住民に最も近いまちづくりの場である、区のあり方の見直しを進め、住民主体の地域活動を推進することが必要とされています。

行政は、住民自治に向けた仕組みづくりや人材育成等のための必要な措置を講じることが必要です。一方、住民は、おまかせ行政から脱却し、地域の特性を活かした特色ある地域づくりを実践するために、適切な役割分担のもとに協力し合いながら、事業に取り組む必要があります。地域自治組織等の形成を推進し、これまで以上に区との対等の関係を築いて、協働による住民主体のまちづくりの実現を目指します。

[NPO法人、ボランティア団体との協働]

住民活動とは「住民が主体的・自発的に行う、営利を目的にしない公益性のある活動（政治的・宗教的な活動は含まない）」を意味します。

NPO法人、ボランティア団体のように、共通の使命のもとに人が集まり、地域の課題解決に向けて活動する町民活動団体は、公平性を重視する行政や営利を目的とする企業では、十分に対応しきれない分野でのサービスを提供する、「新しい公共」の担い手として期待されます。

NPO法人、ボランティア団体との協働を進めるためには、ともに公共サービスを担うものとして、お互いが、その責任を自覚し、適切な役割分担のもとに協力することが必要です。そのサービスを受ける住民にとって、双方が単独で行うよりも、サービスの質の向上が期待できる関係でなければなりません。

お互いの立場や違いを理解し、何のための協働なのかという目的を共有し、より効果的な協働の関係を築くことが必要です。

9 NPOについて

(1) NPOとは

NPOとは、「Non Profit Organization」の頭文字をとった略称で、日本では「民間非営利組織」と訳されます。法人格の有無に関わらず、ボランティア団体のように一定のテーマを持って公益的な活動を行う団体のことを指し、一般的にボランティア団体、法人格を持ったNPO法人も含めた総称として用いられています。

(2) NPOとNPO法人の違い

NPO法人は、上記のNPOの内、「特定非営利活動促進法」が定める各要件を満たして、一定の手続（県の認証や法務局への登記等）を経ることにより、法人格を与えられた団体のことを指します。

法人格を持つNPO法人は、一般的なNPOよりも団体としての信用を得やすく、団体名義の銀行口座の開設や事務所の賃貸、行政からの委託等の契約の主体になれるというメリットがあります。一方で、NPO法人が実施する事業は基本的に課税対象となり、自分たちの活動の情報を公開する必要があるなど、任意団体よりもさまざまな制約や義務が発生します。

(3) NPOとボランティアの違い

ボランティアとは本来、自主的・自発的に社会に貢献する活動を行う「個人」のことを示すのに対して、NPOは組織的に一つの目的を達成するために活動を行う「団体」であるといえます。

ボランティアは、こうしたNPOという組織を支える原動力であり、NPOはボランティアが活動を通して、社会に貢献できる「活動の場」を提供する主体の一つであるといえます。

NPO ボランティア

NPO = ボランティア団体

特定非営利活動促進法（NPO 法）

特定非営利活動を行う団体に法人格を付与することにより、ボランティア活動をはじめとする、住民が行う自由な社会貢献活動として特定非営利活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与することを目的として制定された法律です。

（平成10年施行）

10 協働による実施がふさわしい事業

ここでは、協働にふさわしい事業の性質をあげますが、今後、経験を積み重ねることで事業の幅はどんどん広がっていきます。

(1) 多くの人々の参加が有効な事業

町民活動団体が持つネットワークを活かして、多くの住民の参加を促す必要がある事業

例：花と緑の運動、まつりやイベント、クリーンアップ運動、アダプト・プログラムなど

(2) きめ細かな対応が求められる事業

町民活動団体の柔軟性や機敏性を活かして重点的にサービスを行うことが必要な事業

例：高齢者見守り・支えあい・ふれあい活動、身体障がい者精神障がい者支援事業
子育て支援事業、高齢者介護支援事業など

(3) 地域社会と連携が必要な事業

身近な地域課題を解決するために取り組むことが必要な事業

例：道路管理・整備事業、地域防犯・防災事業、市街地活性化事業など

(4) 高い専門性が求められる事業

町民活動団体の持つ特定の分野に関する専門性やネットワークを活かして取り組むことが有効な事業

例：芸術・文化・スポーツの普及に関する事業、健康相談、IT人材育成事業など

(5) 計画立案に幅広く意見が必要な事業

施策について、計画立案する場合等、その分野における専門的知識や関心を持つ住民の意見を取り込む必要がある事業

例：基本条例や都市計画マスタープラン等の基本計画策定など

1 1 協働を進めるためのルール

わたしたちは、協働への意識を高めながら、さらに発展させるため、3つのルールに従って協働を進める必要があります。

(1) 公募制を取り入れること

各種委員会や審議会等の委員には、公募制を取り入れる必要があります。必要に応じて推薦制を取り入れる場合には、その理由を公開することが求められます。

(2) 企画立案から実施、評価までかかわること

事業の企画立案の段階から実施、評価までかかわることが重要です。そうすることで、住民のまちづくりへの意識を高め、住民目線に立った事業を展開していくことができます。また、事業結果の評価は、次の協働事業へ活かすことができます。

(3) 柔軟性をもって取り組むこと

従来の発想にとらわれることなく、より良い地域づくりのために、柔軟性をもって取り組むことが重要です。それによって、さらに新しい関係、協働に発展します。

1 2 協働のキーワード

(1) 住民の力(自らまちづくりへの貢献を果たす)

これからの協働推進にあたっては、行政のみが政策形成や事業の実施を行うのではなく、住民自身が町の政策への提案や事業の提案によって、まちづくりへの貢献を果たすことが重要となります。この取り組みは、住民意識の成熟・向上とともに、住民主体のまちづくりの実現と、陳情・請願主義からの脱却につながることを期待されます。

このような住民主体のまちづくりを目指すためには、住民のまちづくりに対する意識の改革や、自立が求められます。例えば、地域で施設や道路の整備が計画されたときに、住民が労力の提供で貢献するという「道普請^{みちぶしん}」などの協働事業を提案し、町、議会での決定を経て、実施は住民主体で行う、という流れも考えられます。住民が、まちづくりの主体は自分たち自身であることを認識し、行政との対等の関係を築いてまちづくりを進めていくことが、住民の本来の力が活かされたまちづくりの実現に繋がります。

(2) 行政の意識改革 (対等・平等・住民感覚)

協働を実践し、住民主体のまちづくりを実現するには、行政は具体的に何をすべきかを考える必要があります。職員は「協働」をしっかりと理解して、住民と対等・平等の関係であることを認識することが大切です。その上で、協働のパートナーとなる相手を理解し、よく話し合っ、お互いの果たすべき役割を適切に分担しながら、協働を実践していくことが必要となってきます。

さらに、職員一人ひとりが「地域に帰れば、自分も住民の一人」という感覚を持つことも重要です。住民から信頼される行政でなければ、協働の関係は生まれません。まず、わたしたち職員が意識を変え、自分自身も一住民であるという感覚を磨いて行くことで、住民の皆さんと行政の良い関係を築いていくことができます。

(3) 相互理解・情報共有

住民と行政がお互いの意識を変えることから、協働の可能性は広がります。ここで重要になるのは、「相互理解」と「情報の共有」です。

例えば、協働事業を実施するときに、住民も事業の計画立案・実施を担う主体ですから、住民が対等に町（行政）と話し合い、お互いの立場を理解し、情報を共有することができなければなりません。そのためには、行政側の協働に対する意識改革を図り、役場全庁的に協働に取り組めるような環境や体制を整え、住民の提案力を求めていくことが重要です。加えて、住民側も地域課題や自分たちの役割について話し合い、行政との関係や役割分担について、しっかりと意識を共有しなければなりません。

協働は、どちらか一方の主導ではなく、住民と町（行政）との対等・平等の関係を明確にして、適切な役割分担のもとに行われる取り組みであることを常に意識して実践することが重要です。

1 3 協働を進めるためのわたしたち職員の心得

(1) 対等・平等のわたしたち

協働を実践するにあたっては、まず、協働のパートナー（町民活動団体）とわたしたちが、対等・平等の関係であることを常に心がける必要があります。これからのまちづくりは、住民の皆さんとわたしたちが、みんなで担っていくものであることを意識することが重要です。

(2) 協働は相手を理解することから

パートナーとしての相手をよく知り、理解するよう努め、お互いの存在を認め合うことで、新しい協働の関係が生まれることを意識しましょう。わたしたち職員が、協働に対する理解を深め、住民の皆さんと信頼関係を築いていくことが、魅力的で個性あふれる地域づくりの実現に繋がっていくことを考えながら「相手をよく知る」ことに努めることが重要です。

また、住民ニーズを把握するためにも、住民の意見を聴き、常に住民感覚を持つ必要があります。

(3) 分かりやすい説明（説明責任）

協働を進めるためには、お互いの立場を尊重しながら、一緒に考えることが必要です。そのために、パートナーの立場に立って分かりやすく説明することが重要です。「お役所言葉」を使わないことはもちろんですが、説明する場合に、図や表を用いるなど工夫することも重要です。

(4) 目的・目標・役割分担

協働の事業を企画するときは、まず、お互いが「なぜこの事業を実施する必要があるのか」その意識を共有して、事業の明確な目的を立てます。その目的を達成するための、具体的で適切な目標設定を協働で行い、事業を実施するためのお互いの役割分担を明確にすることが必要です。

(5) できることから始め、人の意欲を引き出す

協働の意識を持った地域づくりや事業の企画を行うことで、思いがけないアイデアが生まれる可能性があります。行政だけでは対応できない地域の課題は、住民の皆さんの力を引き出し、協働で取り組むことによって、解決できることもあります。「協働」への取り組みは、どちらか一方が単独で事業を行うよりも、さらに実効力のある手段・方法を生み出し、より効果的な事業の成果を得ることが期待できます。

さらに、より多くの人に参加しやすい事業を協働で考え、関わる人の輪を少しずつ広げることによって、新しい協働の種が芽生えることもあります。

1 4 協働事業を実施する上での留意点

(1) 協働事業は住民の評価を受けて成り立つ

協働は、パートナー（町民活動団体）と町の二者だけの関係ではありません。協働を行うことの目的と意義は、共通の目的に沿ったより高いサービスを住民に提供することです。

例えば、協働による委託と、協働でない委託の違いは、その委託の内容と事業の目的と成果のすべてが受益者としての住民に開かれ、100%住民の利益になっているかどうかということです。

したがって、協働事業の評価にあたっては、この第三者（受益者である住民）からどう評価されるかが重要です。

仮にパートナー（町民活動団体）と町がお互いに両者の関係に満足していたとしても、第三者（受益者である住民）から評価されなければ、協働とは言い難い、単なる自己満足に過ぎません。

(2) 職員一人ひとりが「役場の看板を背負っている」という自覚を持つ

住民に対して、行政の「縦割り」は通用しません。自分が直接担当する仕事以外の話でも、役場の職員として真摯に対応する必要があります。行政内部の連携や調整は、それを受けた職員自身の仕事であり、責任を持って担当課へ引き継いでください。

また、協働で行う事業についても、事業の中に優先順位があり、これについても責任を持って説明することが職員の大切な仕事です。

(3) 「金」をだしたら、「口」も出す

「金を出しても、口は出さない」ことがパートナー（町民活動団体）にとってよいことだという誤解もあります。

もちろん、住民活動を行政の下請けと考えることは間違っていますが、公金を支出する以上、町はそれが適切に使われるように最善の注意を払い、その結果について納税者・主権者である住民全体に説明する責任があります。

(4) 協働事業の共有化を図る

協働事業をスムーズに進めるためには、町民活動団体が「いつ、どのようにすれば参加できるのか」について、事前に知り、準備を行うだけの時間が必要です。

このため、協働事業の実施にあたっては、公募期間や協議期間の設定に配慮する必要があります。協働すべき事業に関わる情報を、可能な限り早期に公開し、共有

できるようにしてください。

特に事業委託の場合は、「丸投げ」とならないように、相手の自主性・自立性を尊重しながら連携を密にして進行管理を行うことで、協働事業の効果を高めるとともに、不測の事態の発生防止に繋がります。

(5) 個人情報の取り扱いに注意する

協働事業で、パートナー（町民活動団体）へ情報提供等を行う場合は、守秘義務に違反しないよう、個人情報の取り扱いには特に注意する必要があります。

パートナー（町民活動団体）が、個人情報に関する損害を含む損害を第三者に与えた場合は、補償等に対応できる保険に加入することを義務付けることも必要です。

15 参考資料：用語の解説（五十音順）

アダプト・プログラム（里親制度）

アダプト（adopt）とは、英語で「養子にする」という意味の言葉であり、主に公園や河川などの公共の場を「地域の養子（子ども）」に見立てた環境美化事業を、住民と行政が協働で行う制度のことです。

新しい公共 従来のように、行政が公共サービスを一元的に担うのではなく、企業や町民活動団体など、さまざまな主体と協働して、教育や子育て、街づくり、防犯や防災、福祉などの公共サービスを行うことです。

NPO

Non Profit Organization の頭文字を取った略称で、法人格の有無に関わらず、町民活動団体など、一定のテーマを持って公益的な活動を行う団体を言う。一般的に、区やボランティア団体、NPO法人も含めた総称として用いられることが多い。

NPO法人

上記のNPOの内、「特定非営利活動法人」のみを示します。特定非営利活動促進法が、通称「NPO法」と呼ばれていることに由来しています。

協働

コラボレーション、パートナーシップが用いられることも多い。

町民活動団体と行政が、良好なパートナーとして信頼関係を築き、対等な立場でお互いの特性を活かし、役割を担い合い、それぞれの目的意識を持って、地域の公共的課題の解決に向けて共に行動し、相乗効果をあげながら力を合わせて取り組むことを意味します。

協働のまちづくり

町民活動団体と行政が、良好なパートナーとして信頼関係を築き、対等な立場でお互いの特性を活かし、役割を担い合い、地域の公共的課題の解決に向けて共に行動し、よりよいまち(地域)をつくっていくことが「協働のまちづくり」です。

公共的課題

少子高齢化の進展に伴い、公共サービスは保育や介護などの分野で広がりを見せるが、ニーズが多様化しており、税収減による自治体の厳しい財政状況も加わり、行政だけで公共サービスを支えるのが難しくなっています。

住民自治

住民自身の意思と責任において、地域における住民生活に直接関係をもつ公共、共同の事柄の監督・運営を、住民自身の手により行うこと。本来、自治体の運営は、その自治体の住民の意思に基づき、住民自身の手によって行われるべきという考えのもと、自治体経営について広く住民の参加を認め、地域内の課題解決を、その地域の住民と自治体が、対等の立場で行うことを意味します。自治（地方自治）とは本来、住民が主体である「住民自治」と、国から独立した地方公共団体が自らの責任において地方を運営する「団体自治」とで構成されます。特に、地方分権が進められる中では、「住民自治」と「団体自治」が両立した行政運営を目指し、自己決定と自己責任による、住民主体の行政システムの構築が求められています。

住民参加

行政が企画した事業やイベント、あるいは町政に対する意見募集に住民が参加すること。町の重要な施策に住民の声を反映し、住民に近い町政運営を図ることができます。

住民参加と協働の違い

住民参加とは、行政が企画した事業やイベント、あるいは町政に対する意見募集に住民が参加することです。町の重要な施策に住民の声を反映して、住民に近い町政運営を図ることができます。一方、共通の目的をもって、お互いの知恵を出し合いながら、問題の解決や事業の企画・実施に取り組むことが協働です。また、町が実施する事業などへの住民の参加を呼びかけた場合、実施する際の責任は町にありますが、協働で取り組む場合には、責任は両者にあります。協働で事業を行う場合には、お互いの立場や対等の関係を理解して、協力し合うことが協働の基本な考え方です。

ボランティア

一般的に、自主的・自発的に社会に貢献する活動、または、その活動を行う「個人」のことをいいます。

「ボランティア」という言葉には、「志願する」という意味があり、自ら進んで、自己の責任で、地域の課題解決に取り組むことが、本来のあり方です。しかし、ボランティアは基本的には無報酬であるので、その活動意欲や能力を、単なる労働力として扱われることも少なくありません。ボランティアの「自発性」は、地域社会の問題を解決するための大きな力です。また、ボランティアには、個人の意思で活動を行う場合と、その個人が集まって、組織の形態をとって活動する「ボランティア団体」があります。この組織化されたボランティア活動に関しては、活動を進める上で、参加してくれた人に対する感謝の気持ちとして、弁当や交通費程度の実費が支払われるケースがあります。これが有償ボランティア制度の考え方です。